

文言修正：現時点の条例・規則等の表記に合わせた文言修正  
 内容精査：現時点の条例・規則等との整合を図るもの  
 改正：内容の変更を伴う改正部分

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新		旧		備考
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）		
1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区		1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区		
広告物の種類等	基準	広告物の種類等	基準	
(略)		(略)		
自動車等の外面を利用するもの	1 表示の位置は、前面以外とすること。 (削除) 2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。	電車、自動車等の外面を利用するもの 1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 2 一の電車、自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。 3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。 5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。		・改正（「電車」の記述を削除） → 従来、広告物の種類等を「電車、自動車等の外面を利用するもの」としていたが、当該地区内は鉄道の新線開業や延伸の予定はないことから、 <u>電車の記述を削除</u> 。 ・内容精査（規則別表第3の改正に伴う内容精査） → 側面と後面の掲出可能面積の上限は、1.8㎡×2面+0.6㎡=4.2㎡であり、「一の電車、自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること」という規定と重複するため削除。
広告塔及び広告板に類するもの	1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。 2 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、 <u>主綱</u> に緊結すること。 3 (略)	広告塔及び広告板に類するもの 1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、 <u>同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一</u> すること。 2 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、 <u>主綱</u> に緊結すること。 3 (略)		・改正（規則別表第3に伴う改正） → 「なるべく」という表現はあいまいであるため、 <u>位置・形状・規模に関する基準を削除</u> 。 なお、位置等の統一に関する規定は削除することとなるが、良好な景観の維持という趣旨については変わらないため、事業者に対しては、改正後も可能な限り看板の向きを揃える、位置や形状を統一するなど、景観に配慮して掲出するよう許可窓口である土木事務所を通して協力依頼を行う。 ・文言修正（「主綱」を「主鋼」に修正）
(略)		(略)		
備考	1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（自動車等の外面を利用するもの及びアドバルーンを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。 2 (略) 3 一の広告物の表示面積の3分の1を超えて用いる色彩は、彩度（日本産業規格Z8721に定める彩度をいう。以下同じ。）8以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。 4 (略)	備考	1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（ <u>電車、自動車等の外面を利用するもの</u> 及びアドバルーンを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。 2 (略) 3 一の広告物の表示面積の3分の1を超えて用いる色彩は、彩度（日本産業規格Z8721に定める彩度をいう。以下同じ。）8以下とする。ただし、 <u>電車、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない</u> 。 4 (略)	・改正（「電車」の記述を削除） → 従来、広告物の種類等を「電車、自動車等の外面を利用するもの」としていたが、当該地区内は鉄道の新線開業や延伸の元々予定はないことから、 <u>電車の記述を削除</u> 。

新		旧		備考
2 大山バイパス周辺広告景観形成地区		2 大山バイパス周辺広告景観形成地区		<p>・改正（規則別表第3に伴う改正）  → 従来、「表示面積の合計が4.2㎡を超えるかどうか」で基準を分けていたが、4.2㎡の規定を廃止することにより、後部のみなど車体一部に対するラッピング広告の掲出が可能となる。  また、広告物の種類等を新たに「路線バス」「路線バス以外の自動車等」の2つに分類する。</p>
広告物の種類等	基準	広告物の種類等	基準	
(略)		(略)		
路線バスの外面を利用するもの	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>(3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</p> <p>(3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</p> <p>(4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</p> <p>(5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</p> <p>(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p>	<p>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>2 一の自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</p> <p>3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</p> <p>5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。</p>		
路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	<p>1 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</p>	<p>1 表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること。</p> <p>2 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。</p> <p>3 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示できない。</p> <p>4 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。</p> <p>5 色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p>		
(略)		(略)		
備考 (略)		備考 (略)		